

介護職員処遇改善加算 とは

介護職員処遇改善加算（以下、処遇改善加算）とは、介護職員の賃金向上を目的に、介護報酬を加算して支給する制度です。

2011年まで実施されていた介護職員処遇改善交付金を引き継ぐ形で、2012年に運用が開始されました。

加算を受けるために必要な要件は、「キャリアパス要件」と「職場環境等要件」の2つがあり、満たす要件に応じて「加算Ⅰ」から「加算Ⅲ」までの3段階になっています。

処遇改善の加算率は、事業所のサービス区分と算定要件により決定され、要件を多く満たしている事業所ほど加算率が高くなります。

介護職員等特定処遇改善加算 とは

2019年10月の介護報酬改定により現行の制度に上乘せする形で「特定処遇改善加算」が始まりました。特定処遇改善は、優れた技能や経験を持つ介護職員の処遇改善を目的として介護報酬をさらに加算して支給される制度です。

内閣府が2017年12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」で提示された「勤続年数10年以上の介護福祉士に対して月額8万円相当の処遇改善を行う」という方針に基づく制度設計です。

介護職員等特定処遇改善加算の要件

- 介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること
- 職場環境要件について、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の区分で、それぞれの区分について1つ以上取り組んでいること
- 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

加算算定状況

2022年4月現在

	事業所名	サービス名	処遇改善加算区分	特定処遇改善加算区分	
大阪市西淀川区	介護老人保健施設ユーアイ	介護老人保健施設	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ	
		短期入所療養介護(老健)			
		通所リハビリテーション			
ヘルパーステーションちぶね	ヘルパーステーションちぶね	介護予防通所リハビリテーション	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ	
		訪問介護			
		訪問型サービス(総合事業)			
デイサービスセンターなごみ	デイサービスセンターなごみ	通所介護	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ	
		通所型サービス(総合事業)			
		訪問介護			
大阪市大正区	社会医療法人愛仁会 介護付有料老人ホームスローライフおかじま	特定施設入居者生活介護	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ	
		介護予防特定施設入居者生活介護			
	社会医療法人愛仁会 デイサービスセンターおかじま	通所介護	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ	
		通所型サービス(総合事業)			
	ヘルパーステーションおかじま	訪問介護	加算Ⅰ	特定加算Ⅱ	
高槻市	介護老人保健施設ケーアイ	介護老人保健施設	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ	
		短期入所療養介護(老健)			
		介護予防短期入所療養介護(老健)			
	ヘルパーステーション愛仁会高槻	ヘルパーステーション愛仁会高槻	通所リハビリテーション	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ
			介護予防通所リハビリテーション		
社会医療法人愛仁会 介護老人保健施設しんあい	社会医療法人愛仁会 介護老人保健施設しんあい	訪問介護	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ	
		短期入所療養介護(老健)			
		介護予防短期入所療養介護(老健)			
		通所リハビリテーション			
		介護予防通所リハビリテーション			
尼崎市	ヘルパーステーションだいもつ	訪問介護	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ	
		訪問型サービス(総合事業)			
	尼崎だいもつ病院 通所リハビリテーション	通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ
			介護老人保健施設だいもつ		
茨木市	介護老人保健施設ひまわり	介護老人保健施設	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ	
		短期入所療養介護(老健)			
		介護予防短期入所療養介護(老健)			
		通所リハビリテーション			
		介護予防通所リハビリテーション			
吹田市	介護老人保健施設つくも	介護老人保健施設	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ	
		短期入所療養介護(老健)			
		介護予防短期入所療養介護(老健)			
		通所リハビリテーション			
	つくもヘルパーステーション	つくもヘルパーステーション	介護予防通所リハビリテーション	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ
訪問介護					
いのうえヘルパーステーション	いのうえヘルパーステーション	訪問型サービス(総合事業)	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ	
		訪問介護			
		訪問型サービス(総合事業)			

賃金改善以外の処遇改善の取り組み

入職促進に向けた取組

- ・ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ・ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

両立支援・多様な働き方の推進

- ・ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

腰痛を含む心身の健康管理

- ・ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

生産性向上のための業務改善の取組

- ・ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

やりがい・働きがいの醸成

- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善